

岡山県中学校運動部の合同チーム編成に係る規程

岡山県中学校体育連盟

この規程は、中学校運動部活動において、部員が少人数のため、単独校でチーム編成ができない団体競技種目について、複数校で編成した合同チームの岡山県中学校総合体育大会及び岡山県中学校秋季体育大会(以下、大会という)への参加を救済措置として認める条件等について規定する。

- 1 合同チームとは、複数の中学校の同一種目の運動部員で編成されるもので、単独校でチーム編成ができないとき、当該する複数の中学校長の合意により、合同チームを編成して大会に参加することができる。
合同チームの編成は、勝利至上主義を目指すものであってはならない。
- 2 合同チームを編成する場合、当該校それぞれに運動部として設置され、学校教育計画に基づいて活動していることを条件とする。また、それぞれの学校が出場最低人数を満たさない場合はもとより、一校が出場最低人数を満たしていても、当該校同士での合意があれば合同チームを編成することができる。
- 3 合同チームの編成が認められる種目は、個人種目のない団体競技種目とし、次に示す出場最低人数を下回った場合を対象とする。

バスケットボール…5人	サッカー……………11人	ハンドボール…7人
野 球……………9人	バレーボール……6人	ソフトボール…9人

- 4 合同チームを編成し、大会に参加を希望する場合は、当該校の校長が申請書(様式7)を関係地区中体連会長に提出する。
地区中体連会長は、該当種目の県専門部理事長と十分な協議をし、その申請を承認した場合、承認書(様式8)に申請書(様式7)を添付して県中体連会長へ承諾を得るものとする。
- 5 承認された合同チーム名は当該校で協議し、校名連名の表示とし、その参加資格は、当年度限りとする。
- 6 大会への参加申し込み等の手続きは当該校の校長の合意のもとに、代表校の校長が行う。
なお、合同チームでの参加は予選会から行い、県大会出場の場合もその編成を変えることはできない。
- 7 大会への引率教員については、それぞれの学校から1名ずつとし、監督については協議して、1名とする。

附 則

本規定は、平成14年3月7日これを制定、平成14年度岡山県総体より実施する。

平成15年3月7日 改正